

## 田野町新規漁業就業者支援事業実施要領

### 第1 目的

田野町新規漁業就業者支援事業については、田野町新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

### 第2 審査会

- 1 この事業を行う町は、次に掲げる事項について協議するため、漁業協同組合（以下「漁協」という。）、漁業指導所及び漁業振興課による審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。
  - （1）沿岸漁船漁業又は養殖業への新規就業希望者（以下「就業希望者」という。）の研修計画の妥当性
  - （2）漁業技術習得研修（以下「長期研修」という。）開始後3ヵ月以内の研修状況及び長期研修継続の適否
  - （3）研修計画の内容変更
  - （4）その他この事業の目的を達成するために必要な事項
- 2 審査会の会長は、町が務めるものとする。

### 第3 事業の内容等

- 1 この事業は、就業希望者に対して、自営等の沿岸漁業者として自立をするために必要な長期研修を実施するものとする。
- 2 自営等の沿岸漁業者とは、沿岸漁船漁業を自ら営む者のほか、機船船曳網や中・小型まき網漁業等の漁業種類において、共同経営を営む漁家子弟等、知事の認定を受けた中核的養殖生産者協業体を構成する者を含む。
- 3 この事業の対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であって審査会が適当と認めた者とする。
  - （1）原則として65歳未満である者
  - （2）原則として研修修了後1年以内に自営等の沿岸漁業者として自立することを目指す者
  - （3）審査会において研修計画が適当であると認められた者で、受講決定後、研修地域において原則3ヵ月以内に長期研修を開始することが確実に認められる者
- 4 この事業の手続は、以下のとおりとする。
  - （1）就業希望者は、漁協担当者等と面談の上、事業及び地域の現状について十分に理解

した上で研修受講申込書（別記第1号様式）を漁協へ提出する。

- (2) 申込みを受けた漁協は、就業希望者の漁業就業に対する意欲、資金準備状況等を把握したうえで、研修受講申込書の漁協記入欄に組合長の意見を付して町へ提出する。
- (3) 市町村は審査会を開催し、就業希望者に対して長期研修の受講が適当であるかを審査し、漁協を経由してその結果を就業希望者へ通知する。
- (4) 漁協は、受講決定者分の研修受講申込書を付して、町に補助金の交付申請を行う。
- (5) 市町村は、交付申請の内容を適当と認めた場合は、漁協に対し補助金の交付決定を行う。
- (6) 漁協への補助金の交付が決定された後は、就業希望者を「技術研修生」という。
- (7) 継続事業時の手続は、(4) から (5) までに準じて行うものとする。

5 この事業の対象となる長期研修の内容、期間等は次に掲げるとおりとする。

(1) 研修内容は、次の表のとおりとする。

	研修場所	研修内容
陸上研修	漁家、漁業指導所、漁協、市場等	水揚げ作業、漁具の作製・補修、船舶・機器のメンテナンス、水産加工、地域活動、漁業簿記、養殖ビジネススクール等の研修会・講習会の受講その他漁業経営に必要な知識・技術の修得
海上研修	漁場等	漁法、漁労作業、鮮度保持、船舶・機器の操作、養殖魚の飼育管理等

- (2) 長期研修期間は、原則2年以内とする。ただし、特段の事由が生じ、審査会において長期研修の継続が必要であると判断する場合、1年を限度として長期研修期間を延長することができる。
- (3) 1月間に必要な長期研修日数は、原則20日以上とするが、事故、病気その他のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。

6 漁業技術指導者（以下「指導者」という。）の選定等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指導者の選定は、漁協が行うものとし、当該指導者が技術研修生の1親等又は2親等以外の者である場合は、謝礼を支払うことができる。
- (2) この事業における謝礼の支出対象となる技術研修生は、指導者1名につき、原則1名とする。ただし、やむを得ない事由により、同時に複数の技術研修生を指導する場合は、2名を上限とする。

7 審査会は長期研修開始3カ月以内にそれまでの研修内容を審査し、今後の研修の継続が適当であるかの判断を行い、漁協を経由して技術研修生に対し決定を通知する。

8 技術研修の実施状況確認については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 技術研修生は、陸上又は海上を問わず長期研修を実施した日には、研修日誌（別記第2号様式）を記入し、指導者の確認印を受領の上、1月ごとに漁協に提出しなければならない。
- (2) 研修日誌の提出を受けた漁協は、内容を確認の上、その写しを町に提出しなければならない。
- 9 長期研修の継続が困難となる事由が生じた場合又は長期研修修了後漁業に従事することができない事由が生じた場合は、審査会、指導者及び技術研修生が協議の上、長期研修の中止又は長期研修修了後の漁業への従事を取りやめることとする。
- 10 漁協は、長期研修が修了したとき又は中止したときは、速やかに研修実績報告書（別記第3号様式）を作成し、町に報告しなければならない。

#### 附 則

この要領は、平成28年12月22日から施行する。